

東北町移住起業等支援事業

(東北町移住起業等支援事業費補助金：町単独事業)

青森県外から東北町に転入し、新たに起業する方、事業継承する方へ補助金を交付します。

1. 補助金額

◆ 上限額 **30万円**

2. 補助対象経費

事業所等改装費・備品購入費・広告費・委託費

3. 支給対象要件

次の(1)・(2)の要件を満たすことが必要となります。

(1) 移住等に関する要件 [次の①・②両方の要件を満たすこと]

| | |
|-------|--|
| ① 移住元 | 住民票を移す直前に、連続して1年以上、青森県外に住所を有していたこと |
| ② 移住先 | ・申請後、5年以上継続して東北町に居住する意思を有していること ・申請時において、東北町に転入後、3ヶ月以上1年以内であること |

(2) 起業、事業継承に関する主な要件 [次の①・②のいずれかの要件を満たすこと]

| | |
|--------|---|
| ① 起業 | ・個人事業の開業届出又は会社の設立を行い、その代表者となること ・法人の登記又は個人事業の開業の届出を東北町内で行う者であること ・申請後、5年以上継続して東北町内で事業活動をする意思を有していること |
| ② 事業継承 | ・事業承継により実施する個人事業主若しくは会社の代表者となる者であること ・事業承継により実施する事業を東北町内で行う者であること ・申請後、5年以上継続して東北町内で事業活動をする意思を有していること |

※移住起業等支援事業について、ほかの要件等もございますので、申請前に一度ご相談ください。



【お問い合わせ先】
東北町 企画課
0176-56-3111

申請方法や申請様式等は、QRコードから
東北町ホームページをご確認ください。

